

政令第 号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

最近における地域経済の状況に鑑み、民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例の適用期間を令和九年三月三十一日までに改める必要があるからである。